

發行編輯人 川崎文治
印刷所 常盤毎日新聞社

常盤新聞

正一部金貳錢 廣(五號十二) 休(日曜大祭) 福島縣石城郡平町長橋町廿五番地
正二部金貳錢 廣(五號十二) 休(日曜大祭) 印刷所 本社専屬 榮陽社
正三部金貳錢 廣(五號十二) 休(日曜大祭) 印刷所 本社専屬 榮陽社

刊夕日一十月十

常盤文藝

悶々
遠山一夫(〇生)

おぼろ夜の
さびしき今宵
かりがねの泣きて
わたりゆく

われひとり
かなしき心
胸にいだきて
野道さまよふ

空めなき
浮雲のむれは
わが心のごと
胸のくもりを
如何にはらさん

あゝわが心
便りつくすべもなく
見わたる星の
光りを求めて
はてなき惱みの
空にたゞよふ

おぼろ夜の
さびしき今宵
かりがねの泣きて
わたりゆく
……一九二四、一〇、八……

一冊の代金で
御希望通りな
五冊の雑誌が
自由に読める

平町長橋町三五
川崎文庫
(市込次第規則書進呈)

謹告

来る十三日分家諸橋
定太郎儀の葬儀に付
き臨時休業仕候

平町
釜屋 諸橋久太郎

今秋の流行品

中折帽(一圓八十錢ヨリ
十三圓五十錢ヨリ)
サシ帽(四圓五十錢マデ
五十錢ヨリ)
烏打帽(三圓五十錢マデ
五十錢ヨリ)
子供帽色々
最新式豊富ニ揃マシタ

磐城平町
に鶴屋
電話百四十番

◇キツト買ッテ戴ケル
確信アル値段

米松(セメントグリュウ
其地建各種物
建物請負一般木建築)

磐城建物株式
平町五丁目(電話五一八番)

十三夜

満壽莊

◎名月俳見記を書いた上は
十三夜の記をものせねば片
月見になるとて俳友達から
攻られる成程むかし姫路十
五萬石の封録を捨て、市井
に免れ書に遊び俳に隠れ吉
原の效坊に豪奢を盡した酒
井抱一に句がある

吾書ける菊に賛なし片月
見抱一

世俗八月の月見をして九月
の月見せぬを片月見とて忌
む吉原にて八月十四十五十
六の三日に仕舞いたる客に
は九月十三十四十五の三日

父諸橋定太郎儀永々病氣中の處養生
不叶相本日午前二時死去候間此段御
通知申上候

追而埋葬の儀は十月十三日午後三時自宅出
棺九品寺に於て相替み申候

大正十三年十月十一日

男 敬一 郎
諸橋久太郎
阿部唯次郎
馬目徳三郎
山下捨吉

親戚總代

久野製菓販賣部

新らたに菓子工場を經營して皆様方
の御家庭にお安く提供する事となり
ました何卒最良の程を

福島縣平町一丁目
電話一五〇番
工場 平町長橋町六十一番地

清酒 釀造元 石城郡平窪村
鶴仙 松吉屋本店
電話二四一番

流行 冬衣

新柄

目丁三町平城警
店服吳野中(亀)
番七六話電

間を仕舞はせる風あり抱一
障りありて其仕舞せをりし
折の句なりとか兔にも角に
も後は月をは再び俳見する
事となつた

◎仲秋の観月は和漢に通じ
たる風流ながら九月十三夜
の月見は吾朝のみの事
あるまこと 十三夜の月を
賞することを我日の本の風
流なりけり

唐人よ此花過ぎて後の月
燕村

と古俳聖も道破した通り之
の由来や遠ひものがある今
試に少しばかり古書を抄き
出して其由来を語らう

◎北條九代記には
曆仁二年九月十三日今夜

の月殊に雲もなく一天霽
れて隈もなし古へは八月
十五夜の月ばかりを賞し
けるに菅國相今夜の月を
賞し給ひしより今傳へて
ながめける事に定めらる
云々

とある又右中記には
七十五代崇徳院保延元年
九月十三夜今宵雲清く月
明かなり是昔寛平法皇明
月無雙の由仰出さる依て
我期九月十三夜を以て明
月の夜とす

とある又生照史の著なる常
磐日記に萬里小路詔光郷の
説を引いてこんなことが書
いてある (續)

平町田町 電話三三三番
丸登株式会社
川添房二郎

電話に金融

株式買値中値

平銀行	五〇〇	五三、五
磐城銀行	五〇〇	六八、〇
磐越銀行	一一、五	一〇、五
磐城實業	五〇、〇	四三、〇
磐城實新	三〇、〇	二八、〇
田村實銀	一一、五	一一、五
四倉銀行	一七、五	一七、五
農工銀行	二〇、〇	二四、五
同新	一五、〇	一八、八
同新	五〇、〇	五五、〇
同新	一一、五	一六、〇
七七銀行	一一、五	九、八
郡山電氣	五〇、〇	四〇、〇
同新	二五、〇	一九、〇
只見川電	一一、五	七、五
植田水電	一一、五	一五、五
好間水電	一一、五	一三、〇
磐城製菓	二〇、〇	二五、〇
磐城製菓	二〇、〇	二五、〇
平信託	五〇、〇	二五、〇
磐城勸業	一一、五	一三、五
植田物産	三〇、〇	二六、〇
平製水	二五、〇	一八、〇
好間軌道	五〇、〇	三〇、〇
入山新	三三、五	一七、〇
小田炭礦	二五、〇	五、〇
磐城炭礦	五〇、〇	四一、〇
同新	二二、五	一八、〇
同新	五〇、〇	六二、五
同新	三三、〇	四二、〇
平運送	一一、五	八、〇

賣買誠實懇切機敏に御取扱
申候間多少に不拘御用命願
上候

各辯護士交々起ちて 無罪論を飽迄も高唱

証文事件の公判

罪は原告自らにあり
極力団体行動を否定す

大瀧發電所問題の副産物東日通信員の証文事件は昨報の如く午後から續行して辯論に移り夜の九時過ぎに及んだが在平各辯護士諸氏が一片愛町の赤誠から自發的に猛然と立ち飽迄各被告の爲めに無罪論を主張して止まらなかつた熱意は三萬市民の感謝の的となつて居る、本社は其意氣に感じて辯論の要點を掲げ全面を是れに依つて埋むる事となつたが唯うらむらくは紙面の狭きを如何せんやである、

治安維持上

懲役を求刑

梅村検事の論告

其手段を誤る
切實に説く

先づ順序として梅村検事の森嚴なる態度を以つて切實に説き去り説き來つた論告の概要を紹介する
本件は平水道問題の副産物として平町の耳目を聳動せしめた事件であつて見様に依つては騒擾罪とも恐喝罪とも見受けられるのである然れ共被告等が愛町の念より出發しての行動である點に關しては一片同情に値すべき點ある爲め豫審決定の示す如く本官も是れを脅迫と認むるに至つたのである本官としても平町が一營利會社より

貫ひ水

を爲すが如きは甚だ不本意となす處であつて此點は被告等と同様の觀念を抱く者であるが唯

余も憤慨す

新田目辯護士

東日の記事に
劈頭新田目辯護士は平水道の沿革より説き起し大瀧發電所許可反對同盟會の設立に及び更に論鋒を一轉して石井通信員の片手落ちなる報導記事を療論し
「石井は平電氣企業社よ

何んぞ無情

仲里辯護士

悲憤に耐ぬの語調を以つて「五人の被告に對し彼等が愛町の觀念のほとばしりよ此事を致したるに對し若し是れを脅迫でありとすれば天何んぞ無情なるの嘆聲を發せざるべからず」と眞一文字に口を結ぶや廷内に一沫の暗鬱漂ふ斯くて一層緊張せる態度にて被告等は脅迫の意志なき意志なき處に犯罪なしと論斷し活用を誤れる法律は恰も右せんとして左に走る圓太郎馬車にさも似たりと巧みなる比

りの微妙な理屈を附して誇大に宣傳したる其説に追従し確かに平町の不利益となる記事を掲げたものであつて當時讀者であつた余も又甚だ憤慨せる一人である況んや寢食を忘れて平町の爲めに奔走しつゝあつた被告等としては大なる侮辱の念の禁

判決 言渡

本日午後一時日井裁判長から各被告に罰金五十圓の言渡あつたが服罪せず控訴の手續を運ぶ筈である

大アグラを

大瀧辯護士
先づ最初に検事の論告を駁し益々處論を進めて

「東日の記事が誤報である以上是れを取消すべきは當然の義務であつて各被告が石井に對して迫れる點は義務なき事を爲さしめたるものにあらず殊に是等の行動は決議に依りて起されたるものにあらざりて被告等には何等脅迫的の意志なく當時アグラをかけた居た石井の豪然たる態度に依りて其場合に於ける情勢が決して畏怖を起さしめるは明らかである」
脅迫罪としての法律上の構成要件を欠く點に就いて理路整然たる辯論を試みた
導火線は

無稽の記事

酒井辯護士

被告等が愛町の念から斯る事件を惹起せるはお氣の毒に感ずるものであるとして事件の導火線が石井通信員の記事に依るものなるを説き

冷笑的の筆

新妻辯護士

風邪の氣味であるからと一杯の水に喉をうるほし事件當日の事實を詳細に述べて「物事の談判は左様然らばの小笠原流を以つて終始する事は出来ない互の感情の激する處我れ一語彼れ一語或ひは其中に穩やか至極な言葉ばかりはなかつたかも知れぬ、然れ共直ちに夫れが強迫となるは信じ難し、問題は眞剣なるに拘らず冷笑的の筆を構へた其事に依つて委員等が交渉を進めて居た際に戸外の群集が暴れだしたのである」と犯罪者は被告等以外のものな

する能はざるものありしは當然であつて其記事の不當なるを以つて對者に解決を望むは肯定し得べき行動である」
とて大いに無罪論を振りかざし微に入り細をうがつの卓説に滿延を辭はしめた

保護せる也

安藤辯護士

「民衆が正々堂々自己の權利を主張するは違法の行爲と云ふを得ず」と勵聲一番被告等に對し不利益なる證言を爲したる證人等は何れも平電氣と何等かの連絡あるか或ひは石井個人に好意を有する者等のみにして是れを斷罪上の唯一の證據と爲すは誤りも甚しと證人一人々々のタナおろしを爲し寧ろ被告等は當時身を以つて石井を庇護せるものにて何等不穩の行動に出でたるに非らず即ち記事の誤報

寧ろ原告を

保護せる也

透徹せる高聲を以つて被告等の行動には脅迫的の事實なく對者が新聞記者であり且つ名譽權の回復である以上三つの點から見て余は全く無罪論を説くものなりと被告等が反つて石井を群集の難より免れしむべく是れを庇護した事實を證據の上から明らかとなし石井は自らの誤報により何等かの交渉あるべきを豫知し委員等に會見せるものなれば勿論強迫されし感を抱かざるべし殊に被告等は毀損された名譽を回復せんとして權利の行使を爲し証文を書かしたるものなれば毫末も法律に觸るるゑに非らずと一大獅子吼を試み堂々迫らざる態度を以つて縦横に快辯を揮つた

三つの事實

千葉辯護士

「余は大正八年の今月消防組の嘲簡事件に依つて公判廷に起ち今回再び事件の現場及び勝手な記事から起因したてんは嘲簡事件と同様な本件の爲めに公判廷に立つ思ひは感慨無量である」として本件を目して余は犯罪と見るを得ず殆ば相似たる本件が

余は全く 感慨無量也

永野辯護士

前回の異なる點は全々犯罪なき點である事件の發生が團體的の行動に依るものにあらずして其處に偶然相集れる群集に依り多量の不謹慎なる行動に犯罪とは爲し難しと喝破し氏一流の懸河の辯に依り無罪論を飽迄高唱した

眞剣な問題に 冷笑的の筆

眞木辯護士

「石井が自宅に居れば本件は起らなかつたのである其際石井は不在で人の通行が頻繁な民友支局に居て委員等と會見した爲に群集が戸外に圍集し遂に本件を惹起するに至つたのである」と一々検事廷や豫審廷に於ける調書に基き事實を指摘して緻密に論破し遺つたのは公憤せる群集にて被告等には全々關係がないと結んだ

現場は

傍聴人は我れを忘れて水を打つたる如く靜聴した、

眞剣な問題に 冷笑的の筆

眞木辯護士

「物事の談判は左様然らばの小笠原流を以つて終始する事は出来ない互の感情の激する處我れ一語彼れ一語或ひは其中に穩やか至極な言葉ばかりはなかつたかも知れぬ、然れ共直ちに夫れが強迫となるは信じ難し、問題は眞剣なるに拘らず冷笑的の筆を構へた其事に依つて委員等が交渉を進めて居た際に戸外の群集が暴れだしたのである」と犯罪者は被告等以外のものな